

※令和7年度予算概算要求に基づく資料です。今後変更があることにご留意ください。

# スマート農業技術の開発・供給促進事業の概要及び応募に当たっての留意点

## 生物系特定産業技術研究支援センター

民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

(注) 生物系特定産業技術とは、

- ① 農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
  - ② 生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
- という2つの要件に該当する技術であり、バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、食品の加工技術の改善のための新素材、メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

生研支援センター  
研究開発監  
小迫 孝実

- 1. スマート農業技術の開発・供給促進事業**
2. 応募書類
3. e-Rad応募

# 1-1 スマート農業技術の開発・供給促進事業 (令和7年度要求)



スマート農業技術活用促進総合対策

スマート農業技術の開発・供給促進事業

## スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和7年度予算概算要求額 6,250（-）百万円】

### <対策のポイント>

スマート農業技術の社会実装を進めるため、①スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿ったスマート農業技術の開発・供給の取組や、②スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させるための新たな生産方式等を標準化する取組を支援します。

### <事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年まで]

### <事業の内容>

#### 1. 研究開発・供給の促進 3,550（-）百万円

##### ① 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。

##### ② 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発を推進します。

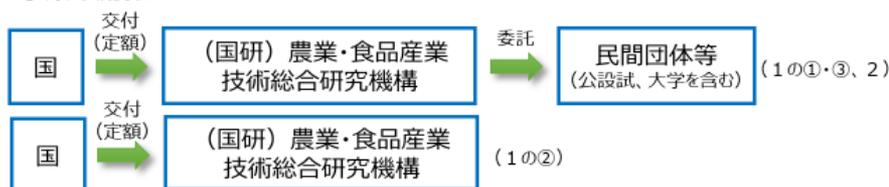
##### ③ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術等を円滑に産地へ供給するため、技術開発メーカーとサービス事業者等によるプロトタイプ製造段階における技術の改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立を支援します。

#### 2. スマート生産方式SOP(標準作業手順書)作成研究 2,700（-）百万円

スマート農業技術の導入を推進するため、主要な営農類型や技術体系ごとに、スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 1 農研機構と民間事業者との役割分担の下で、重点開発目標に沿った技術開発・供給を推進

##### ① 民間事業者対応型（競争領域）

重点開発目標に沿った各作物の特性に応じた技術を開発・製品化



##### ③ 技術改良・栽培方法確立

技術の質的向上（汎用化、精度・ユーザビリティの向上）や技術に適合した新たな栽培方法を確立



##### ② 農研機構対応型（協調領域）

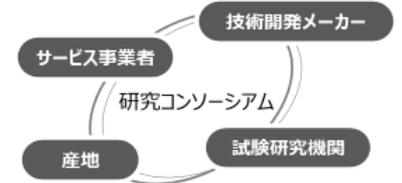
品目共通のベースとなる技術（基幹的技術）や開発を促進する技術（基盤的技術）を開発



#### 2 生産方式の転換を伴う新たな技術の導入方法や技術の運用方法等を標準化

技術開発メーカー、産地、サービス事業者、公的試験研究機関等から構成されるコンソーシアムにおいて、新たな生産方針等を検証の上、SOPを作成

【SOPの例】自動収穫ロボットの導入効果を最大化するための栽培管理体系の確立



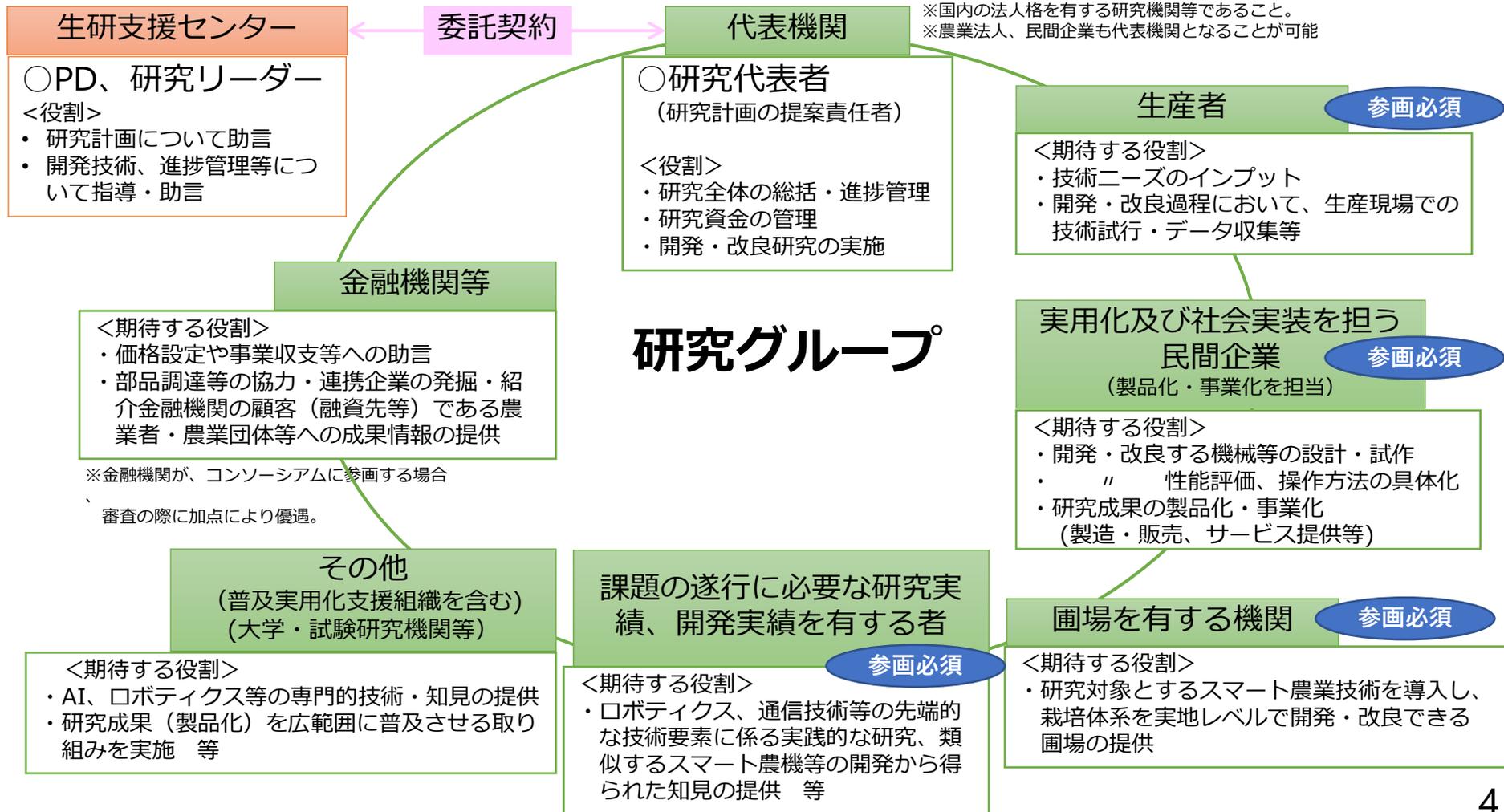
【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-6744-7043) 3

# 1-2 令和6年度当初予算における応募者の要件①



## 【参考】

- 研究グループを組織し応募。
- 採択された場合には、代表機関はコンソーシアムを設立するとともに、構成員の役割分担を明確にして、研究課題を進行。



## 【参考】

### ○ 代表機関の要件

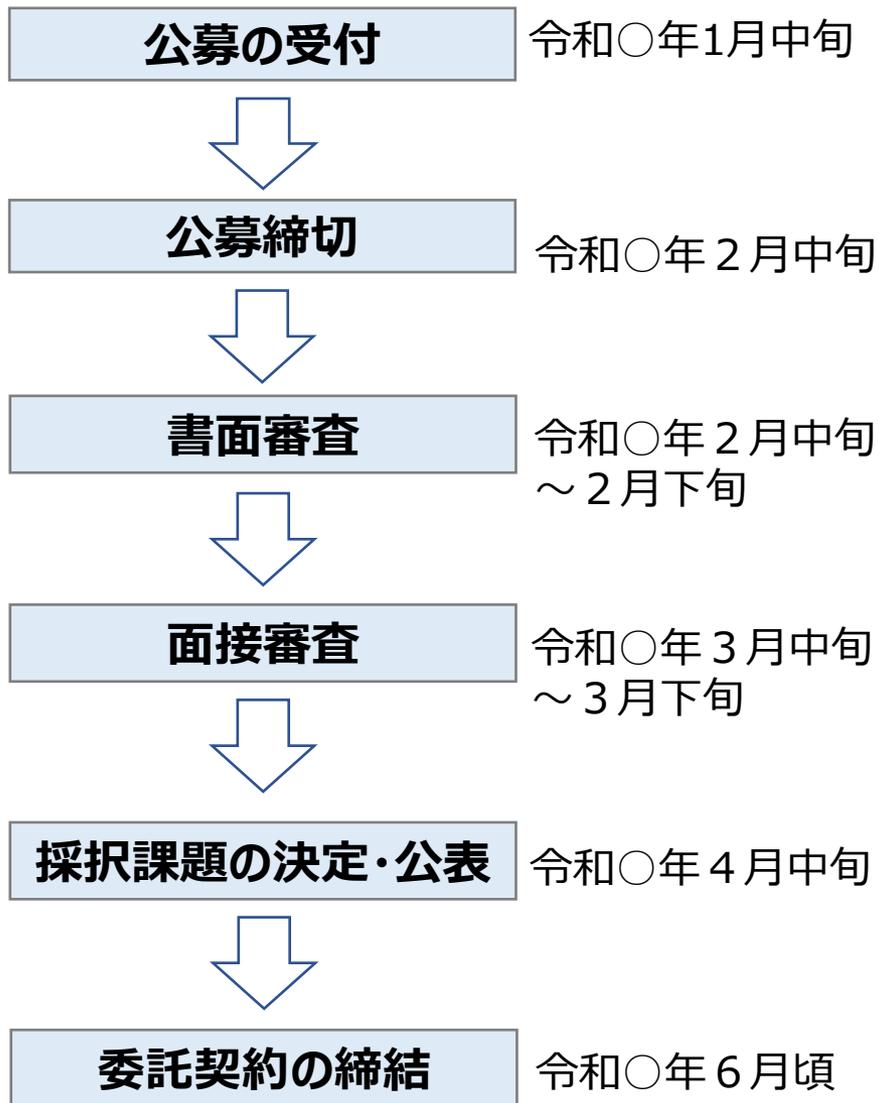
- 法人格を有する研究機関等であること
- 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること

※ 研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（**研究管理運営機関**）を設置可能

### ○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

# 1-4 公募及び審査スケジュール【参考】



※令和7年度の公募に関する情報は、生研支援センターのウェブサイト、メールマガジン、X（旧ツイッター）等で発信しますので、ご確認ください。

〈生研支援センター（BRAIN）〉  
<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/index.html>

★X（旧Twitter）・メールマガジンの登録はこちらから★

生研支援センター（BRAIN）  
@BRAIN\_JPN  
URL: [https://twitter.com/BRAIN\\_JPN](https://twitter.com/BRAIN_JPN)

X（旧Twitter）  
@BRAIN\_JPN



【メールマガジンの登録手順】

配信を希望するメールアドレスから、件名に

「配信希望」、本文に「ご所属・お名前」を入力

[maga-request@naro.affrc.go.jp](mailto:maga-request@naro.affrc.go.jp)

にメールを送信ください。

メルマガQRコード



## ① 審査手続きについて

### (1) 書類審査

- 外部有識者及び行政担当者による書類審査により、面接審査の対象とする研究課題を選定  
※書類審査の結果は公表しません。

### (2) 面接審査

- 外部有識者及び行政担当者による面接審査により、採択候補となる研究課題を選定

### (3) 採択課題の決定

- 採択候補の選定の後、運営管理委員会の承認を経て採択課題として決定

※審査結果を踏まえ、より適切な研究資金のタイプや分野の変更を含め、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

# 1-6 令和6年度当初予算における審査基準 (書類及び面接審査) 【参考】

## 審査基準について (55点満点+加算点数)

審査項目	点数
1. 技術内容の適格性・有効性	5点
2. 技術内容の新規性・優位性	5点
3. 研究開発目標の明確性・達成可能性	10点
4. 現場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	5点
5. 研究開発・改良技術の普及範囲・汎用性	5点
6. 研究計画の妥当性	10点
7. 研究実施体制	5点
8. 研究開発目標や研究計画方針の整合性	10点

+

加算項目	点数
1. みどりの食料システム戦略(～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～)の推進に資する研究課題	2点
2. 参画する民間企業がマッチングファンド方式(研究費の一部を企業負担)を実施する場合	2点
3. 地域金融機関等がコンソーシアムに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	1点

- ※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価
- ※2 審査点数が38点未満の点数の応募課題は採択しない。

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業
2. **応募書類**
3. e-Rad応募

## 2. 令和6年度当初予算における応募書類



### 研究課題提案書の構成

様式 1	研究計画調書	【必須】
様式 2	研究課題内容	【必須】
別記様式 1 - 1	研究課題概要図	【必須】
別記様式 1 - 2	研究グループの構成	【必須】
別記様式 1 - 3	研究課題の構成及び年度目標（令和6年度細部研究計画）	【必須】
別記様式 1 - 4	研究課題の構成及び年度目標（各年度）	【必須】
別記様式 2	参画機関の知的財産への取組状況等	【必須】
別記様式 3	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式 4	研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
別記様式 5	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式 6	データマネジメントプラン ※「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」の契約の対象か否かを含む。	【該当研究課題のみ】
別記様式 7	オープンA P Iの要件化に係る確認事項	【該当研究課題のみ】
別記様式 8	研究活動の不正行為防止のための対応	【必須】

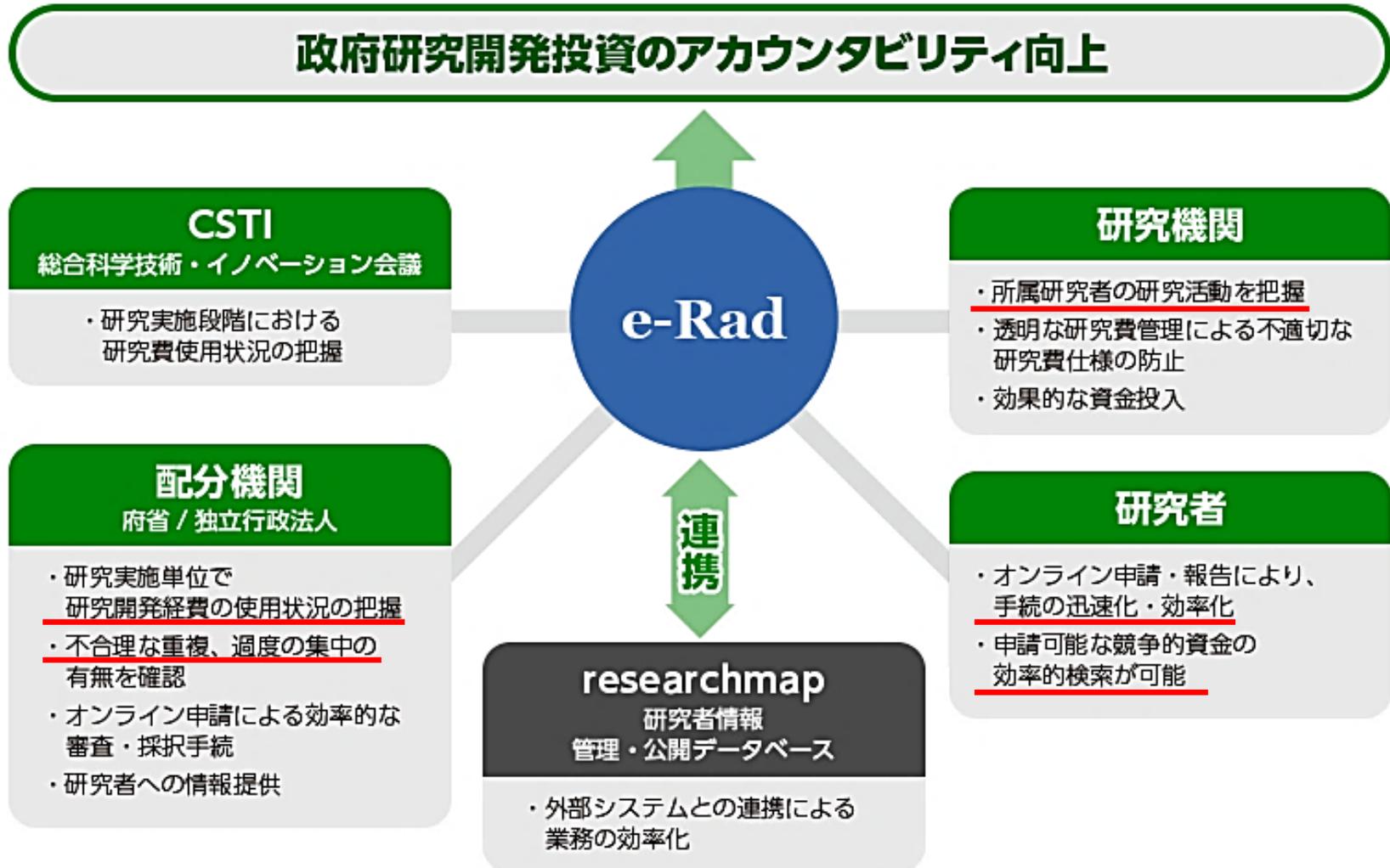
1. スマート農業技術の開発・供給促進事業
2. 応募書類
3. **e-Rad応募**

# 3-1 e-Radシステムとは



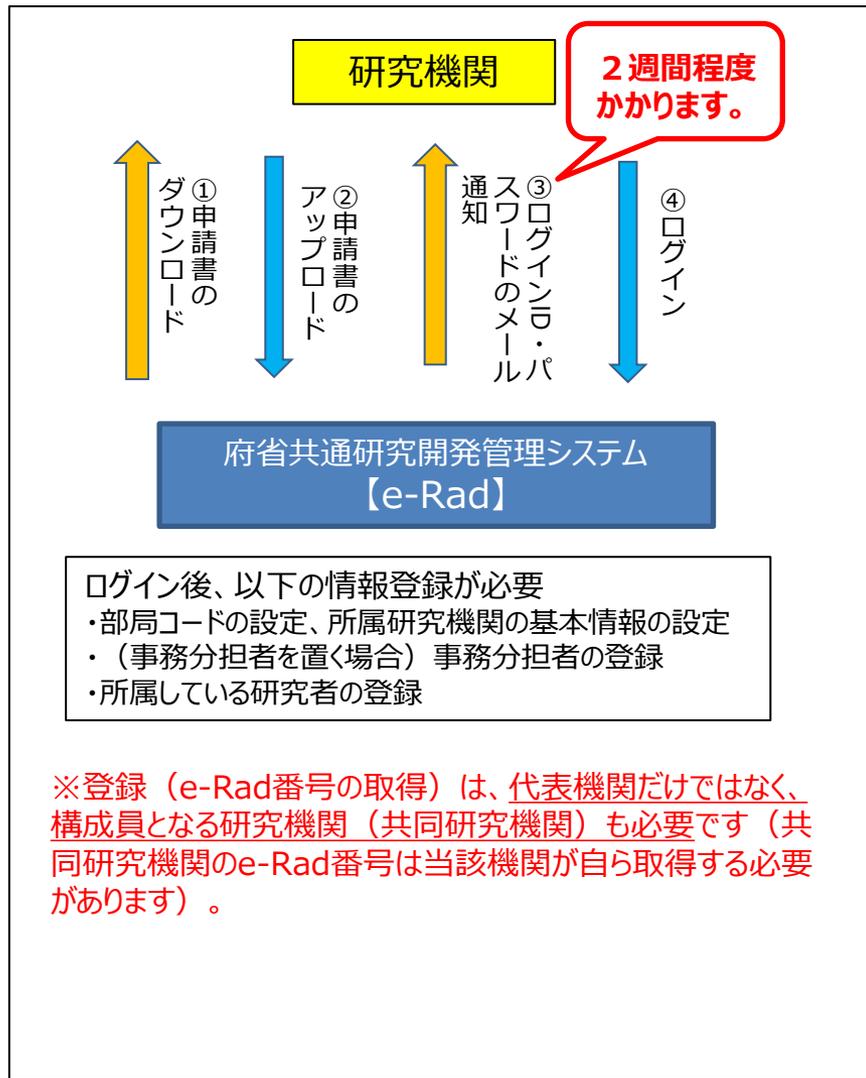
## <府省共通研究開発管理システム (e-Rad) >

競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステム

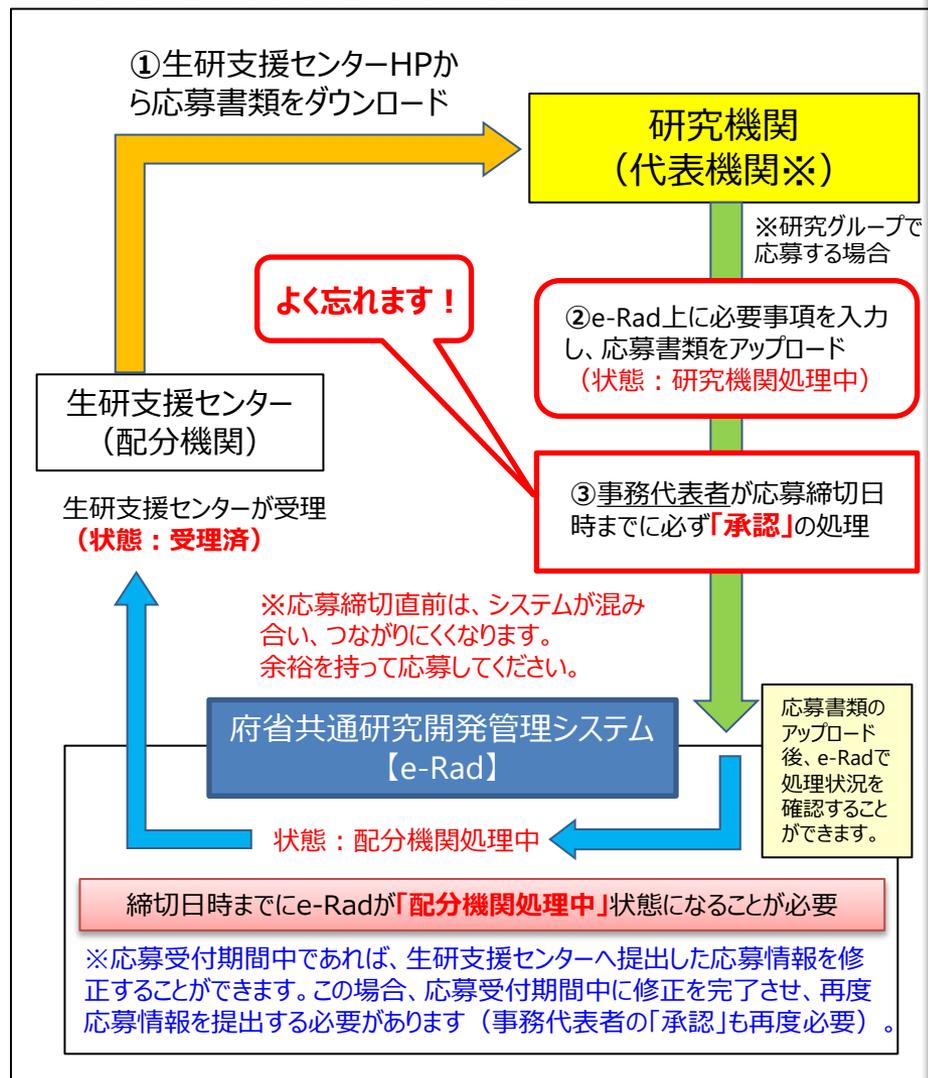


## 【e-Radによる応募の流れ】

### ○研究機関の登録申請手続き



### ○課題提案書の応募手続き



# 生研支援センター競争的研究費に関する応募前説明会

## 〔・研究活動における不正行為の防止〕

### 生物系特定産業技術研究支援センター

民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

(注) 生物系特定産業技術とは、

- ①農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
  - ②生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
- という2つの要件に該当する技術であり、バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、食品の加工技術の改善のための新素材、メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

生研支援センター  
研究管理部研究管理課  
研究公正室

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です  
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

## 目次

1	不正行為等とは	3
2	不正行為等が行われた場合の措置	5
3	不正行為等に関する指針等	6
4	不正行為等の防止	7
5	不正行為等が疑われる場合の対応	10
6	不正行為等の事例	11

## 不正行為

- ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 改ざん データ等を真正でないものに加工すること
- 盗 用 他の研究者のアイデア等を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

このほか、二重投稿及び不適切なオーサーシップが不正行為として認識されるようになってきており、研究機関における研究成果の適切な取扱いが強く望まれます。

## 不正使用等

- 不正使用 故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用すること、競争的研究費等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用をすること
- 不正受給 偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

不正行為等により、研究活動に対する国民の信頼が損なわれれば、生研支援センターが研究費を配分する事業が成り立たなくなります。

### 不正行為等が行われた場合には

- 委託契約の解除、委託費の返還
- 研究費への応募・申請の制限（最長10年間）  
研究機関による組織的な不正行為等が認定された場合には、競争入札参加資格を停止する措置を行います。
- 他の競争的研究費を所管する府省等に情報提供  
他の配分機関においても、競争的研究費への応募・申請が制限される場合があります。

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った者だけではなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

- **競争的研究費の適正な執行に関する指針**  
(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)
- **農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン** (農林水産省)  
[https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30\\_fusei\\_guideline\\_20180720.pdf](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf)
- **研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)** (農林水産省)  
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>

## 研究倫理教育の実施等

### 研究倫理教育の実施

- 研究機関の研究倫理教育の推進を統括する責任者の設置
- 研究者等への教育を推進するための体制や規程類の整備
- eL CoRE等のeラーニング教材や研究公正ポータル映像教材等を活用した教育の実施

※ eL CoRE <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

※ 研究公正ポータル [https://www.jst.go.jp/kousei\\_p/](https://www.jst.go.jp/kousei_p/)

### 告発・相談受付窓口の設置

- 不正行為等の告発・相談窓口を設置し、窓口の利用方法等を教育で周知徹底

### 研究費の管理・監査体制の整備

- 研究機関の長は、最高責任者として、**研究費の管理・監査の体制を整備**
- **研究費の執行の責任と権限の所在と範囲を明確化し、研究機関の内外に周知・公表**
- 全ての研究関係者に向け、**分かり易く、明確な事務手続のルールを定める**
- ルールを広く周知するととともに、**ルールが適正に運用されていることをチェック**

## 4 (3) 不正行為等の防止

### 「研究倫理に関する誓約書」の提出

提出時期	対象者	内 容	提出方法
応募時	研究代表者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドラインを遵守すること</li><li>・ 委託業務事務担当者説明会資料の動画を視聴し、内容を遵守すること</li></ul>	提案書の一部として提出
契約時	委託事業の研究活動に関わる全ての者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究倫理教育を実施したこと</li><li>・ ガイドラインを遵守すること</li><li>・ 委託業務事務担当者説明会資料を確認し、内容を遵守すること</li></ul>	代表機関がコンソーシアムの全構成員の誓約書をまとめて、生研支援センターに提出

誓約書が添付されていない提案書の**審査は行いません。**

また、誓約書を提出しない研究機関を含むコンソーシアムとは**委託契約を締結しません。**

### 不正行為等が疑われる場合の対応

- 生研支援センターに、研究者による不正行為等が疑われる旨の報告
- 研究機関に調査委員会を設置し、調査を実施
- 必要に応じて、不正行為等が疑われる研究者に対する委託費の使用停止等
- 生研支援センターに調査結果を報告
- 不正行為等が認定された場合には、研究機関の規程等による懲戒等

不正行為等が認定されるまでは、生研支援センターが不正行為等が疑われるとの事実を公表することはありません。速やかに、ご連絡、ご相談をお願いします。

## 6 不正行為等の事例

- 不正行為等の概要  
実際に出張していないにも拘らず、繰り返し、旅費を請求し、受領し、私的流用した。（不正使用額：約20万円）
- 不正行為等の要因  
コンプライアンス教育の不徹底  
内部監査が適切に機能しなかった
- 研究者に対する措置  
研究費への応募・申請制限（最長10年）
- 研究機関に対する措置  
再発防止策の実施など

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った**研究者の研究活動の機会が奪われる**とともに、**研究機関の信用の失墜**にもつながります。  
不正行為等は、絶対に止めましょう。

# アンケートへのご協力を お願いいたします。

説明動画をご視聴いただいた方へ、ご意見等をお伺いするための簡単なアンケートを実施しております。

いただいたご意見等は、今後の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 【アンケートフォーム】

[https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=MBzgSGhzkUq9DL7StxstryKHg\\_jH2LNHk9wmLUy0BkRURDE4U1NZWVZMNTIyNlpDWFRVNZlLUzllTi4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=MBzgSGhzkUq9DL7StxstryKHg_jH2LNHk9wmLUy0BkRURDE4U1NZWVZMNTIyNlpDWFRVNZlLUzllTi4u)

※応募前説明webページの「アンケートフォーム」からもアクセス可能です。